

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則..... (建築指導課) 17

告 示

○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更承認..... (農地調整課) 17

○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定..... (土地改良指導課) 17

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 18

○道路の供用の開始..... (道路整備課) 18

○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 19

○海岸保全区域の指定の一部改正..... (砂防災害課) 19

支庁告示

○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知 (2件)..... 20

道立羽幌病院告示

○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正..... 20

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第4号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年北海道規則第257号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「、生年月日及び性別」を「及び生年月日」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による申請等)

第17条の2 指定試験機関は、第15条第1項の申請及び前条第2項の規定による受験の申込み(以下この条において「申請等」という。)については、第15条第2項及び前条第2項の規定にかかわらず、指定試験機関が定めるところにより、電子情報処理組織(指定試験機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用

に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等は、同項の指定試験機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該指定試験機関に到達したものとみなす。

別記第1号様式中 「 年 月 日生 性別 男 女 」 を

「 年 月 日生 」 に改める。

別記第5号様式中 「 年 月 日生 性別 男 女 」 を

「 年 月 日生 」 に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築士法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の建築士法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第171号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、美唄市農業協同組合から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成17年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 農地保有合理化法人の名称 美唄市農業協同組合
- 2 変更の内容 貸付けの相手方の要件における年齢の引き上げ及び相手方に土地改良区の追加等
- 3 承認年月日 平成17年3月1日

北海道告示第172号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、平成17年3月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

| | | | |
|-----------|-----|-------------------|---------|
| 事業主体名 | 地区名 | 事業の種類 | 縦覧場所 |
| ながめ農業協同組合 | 共栄 | 基盤整備促進〔基盤整備〕〔暗きよ〕 | 北海道空知支庁 |
| 同 | 南中部 | 同 | 同 |

北海道告示第173号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町北浜6の3(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町北浜6の3(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 魚つき
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第174号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

| | | |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------|------------|
| 路線名及び縦覧場所 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 道道 問寒別停車場下国府線 北海道留萌土木現業所 | 天塩郡天塩町字下コクネップ3342番3地先から 天塩郡天塩町字下コクネップ3346番19地先まで | 平成17. 3. 8 |
| 道道 北の峰線 北海道旭川土木現業所 | 富良野市北の峰町2144番7地先から 富良野市北の峰町4782番10地先まで | 同 |

| | | |
|----------------------------|----------------------------------------------------|------------|
| 道道 日進名寄線 北海道旭川土木現業所 | 名寄市字日進496番1地先から 名寄市字日進503番2地先まで | 同 |
| | 名寄市字日進1143番地先から 名寄市字日進115番1地先まで | 同 |
| 道道 美深雄武線 北海道旭川土木現業所 | 中川郡美深町字仁宇布506番15地先から 中川郡美深町字仁宇布3番1地先まで | 同 |
| 道道 美深名寄線 北海道旭川土木現業所 | 名寄市字智恵文2608番30地先から 名寄市字内淵311番5地先まで | 同 |
| 道道 歌登咲来停車場線 北海道旭川土木現業所 | 中川郡音威子府村字咲来221番地先から 中川郡音威子府村字咲来216番地先まで | 同 |
| 道道 東川東神楽旭川線 北海道旭川土木現業所 | 上川郡東神楽町字東神楽222番4地先から 上川郡東神楽町字東神楽188番7地先まで | 同 |
| 道道 旭川空港線 北海道旭川土木現業所 | 旭川市西神楽5線18号57番3地先から 旭川市西神楽5線18号57番3地先まで | 同 |
| 道道 下川愛別線 北海道旭川土木現業所 | 上川郡愛別町字北町400番地先から 上川郡愛別町字北町394番1地先まで | 同 |
| 道道 網走端野線 北海道網走土木現業所 | 網走市字嘉多山267番19地先から 網走市字嘉多山267番8地先まで | 同 |
| 道道 摩周湖斜里線 北海道網走土木現業所 | 斜里郡清里町水元町7番13地先から 斜里郡清里町水元町9番8地先まで | 同 |
| | 斜里郡清里町羽衣町3番25地先から 斜里郡清里町水元町6番7地先まで | 同 |
| 道道 遠軽雄武線 北海道網走土木現業所 | 紋別郡滝上町字サクルー原野1647番4地先から 紋別郡滝上町字サクルー原野2205番4地先まで | 同 |
| 道道 北見白糠線 北海道網走土木現業所 | 常呂郡訓子府町字弥生29番1地先から 常呂郡訓子府町字弥生31番3地先まで | 同 |
| 道道 美深雄武線 北海道網走土木現業所 | 紋別郡雄武町字上幌内218番1地先から 紋別郡雄武町字上幌内217番1地先まで | 同 |
| 道道 北見置戸線 北海道網走土木現業所 | 常呂郡訓子府町穂波67番5地先から 常呂郡訓子府町東町200番2地先まで | 同 17. 4. 1 |
| | 北見市上ところ578番1地先から 北見市上ところ610番1地先まで | 同 17. 3. 8 |
| | 北見市上ところ353番6地先から 北見市上ところ354番2地先まで | 同 |
| 道道 下仁頃相内停車場線 北海道網走土木現業所 | 北見市大和19番5地先から 北見市大和29番1地先まで | 同 |
| 道道 置戸温根湯線 北海道網走土木現業所 | 常呂郡留辺蘂町字松山335番1地先から 常呂郡留辺蘂町字松山191番1地先まで | 同 |

| | | |
|--------------------------------|-------------------------------------------|------------|
| 道道 留 辺 薬 停 車 場 線 北海道網走土木現業所 | 常呂郡留辺薬町字仲町18番地先から 常呂郡留辺薬町字上町52番地先まで | 平成17. 3. 8 |
| 道道 沙 留 停 車 場 線 北海道網走土木現業所 | 紋別郡興部町字沙留136番2地先から 紋別郡興部町字沙留148番15地先まで | 同 |
| 道道 乙 部 厚 沢 部 線 北海道函館土木現業所 | 爾志郡乙部町字緑町284番地先から 爾志郡乙部町字緑町307番7地先まで | 同 |

北海道告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

| 路線名及び縦覧場所 | 区 | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 国道等との重複区間 |
|----------------------|--------------------------------------------------------|---|--------|----------------------|---------|-----------|
| 札幌夕張線 北海道札幌土木現業所 | 夕張郡長沼町字フシコ2027番15地先から夕張郡長沼町石狩空知森林計画区空知森林管理署1林班い5小班地先まで | | 前 | 23.18mから 63.34mまで | 220.00m | — |
| | | | 後 | 24.38mから 51.96mまで | 220.00m | — |
| 遠別中川線 北海道留萌土木現業所 | 天塩郡遠別町字清川325番地先から 天塩郡遠別町字清川353番3地先まで | | 前 | 15.00mから 28.69mまで | 430.00m | — |
| | | | 前 | 20.00mから 28.50mまで | 400.00m | — |
| | | | 後 | 20.00mから 28.50mまで | 400.00m | — |
| | | | 前 | 17.77mから 44.34mまで | 560.41m | — |
| | 天塩郡遠別町字清川209番2地先から 天塩郡遠別町字清川242番1地先まで | | 後 | 17.77mから 44.50mまで | 560.41m | — |
| | | | 前 | 15.00mから 27.00mまで | 473.40m | — |
| 北清水清水線 北海道帯広土木現業所 | 上川郡清水町北4条1丁目1番1地先から 上川郡清水町北3条5丁目10番1地先まで | | 前 | 15.00mから 27.00mまで | 473.40m | — |
| | | | 後 | 15.00mから 26.60mまで | 473.40m | — |

北海道告示第176号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(4)苫前海岸の苫前町の項海岸保全区域の欄の1の事項を次のとおり改める。

1 字興津170番地東角（A点）から国道沿いに128番地北東角（B点）まで引いた線、B点、74番地北東角（C点）及び56番地南角（D点）を結ぶ線、D点から国道沿いに5番地北東角（E点）まで引いた線、E点及び120番地東側境界と国道海側境界との交点（F点）を結んだ線、F点から国道沿いに座標値X = +35,968.708、Y = -46,192.125の点（G点）まで引いた線、G点と座標値X = +35,948.858、Y = -46,227.981の点（H点）を結んだ線、H点、座標値X = +35,979.867、Y = -46,256.419の点（I点）、座標値X = +35,930.838、Y = -46,310.815の点（I-1点）、座標値X = +35,937.032、Y = -46,316.626の点（I-2点）、座標値X = +35,840.772、Y = -46,433.794の点（I-3点）、座標値X = +35,835.026、Y = -46,426.627の点（I-4点）、座標値X = +35,795.831、Y = -46,458.324の点（I-5点）、座標値X = +35,759.840、Y = -46,502.383の点（I-6点）、座標値X = +35,717.590、Y = -46,556.637の点（I-7点）、座標値X = +35,695.531、Y = -46,570.736の点（I-8点）、座標値X = +35,619.842、Y = -46,616.096の点（I-9点）、座標値X = +35,547.157、Y = -46,650.720の点（I-10点）、座標値X = +35,490.425、Y = -46,676.782の点（I-11点）、座標値X = +35,426.810、Y = -46,721.448の点（I-12点）、座標値X = +35,396.209、Y = -46,750.383の点（J点）の各点を国有海浜地沿いに引いた線、J点と座標値X = +35,372.137、Y = -46,772.645の点（K点）を結ぶ線、K点、座標値X = +35,315.534、Y = -46,823.123の点（K-1点）、座標値X = +35,311.761、Y = -46,821.189の点（K-2点）、座標値X = +35,307.555、Y = -46,824.413の点（K-3点）、座標値X = +35,309.109、Y = -46,827.989の点（K-4点）、座標値X = +35,305.835、Y = -46,832.138の点（K-5点）、座標値X = +35,309.739、Y = -46,835.172の点（K-6点）、座標値X = +35,295.926、Y = -46,849.281の点（K-7点）、座標値X = +35,289.997、Y = -46,842.343の点（K-8点）、座標値X = +35,283.927、Y = -46,848.542の点（K-9点）、座標値X = +35,247.700、Y = -46,924.667の点（K-10点）、座標値X = +35,246.613、Y = -46,941.384の点（K-11点）、座標値X = +35,245.197、Y = -46,946.917の点（K-12点）、座標値X = +35,239.594、Y = -46,945.699の点（K-13点）、座標値X = +35,238.654、Y = -46,950.609の点（K-14点）、座標値X = +35,236.494、Y = -46,959.097の点（K-15点）、座標値X = +

35,230.950、Y = - 46,975.460の点 (K - 16点)、座標値 X = + 35,227.410、Y = - 46,987.101の点 (K - 17点)、座標値 X = + 35,226.023、Y = - 46,986.767の点 (K - 18点)、座標値 X = + 35,225.324、Y = - 46,990.620の点 (K - 19点)、座標値 X = + 35,227.049、Y = - 46,991.026の点 (K - 20点)、座標値 X = + 35,225.153、Y = - 47,011.772の点 (K - 21点)、座標値 X = + 35,224.274、Y = - 47,017.162の点 (L点)の各点を国有海浜地沿いに引いた線とA点及びA点から北西に70メートルの点 (①点)を結ぶ線と①点、165番地北東角から西北西に60メートルの点 (②点)、134番地北東角から西に100メートルの点 (③点)、95番地北東角から西に90メートルの点 (④点)、C点から西に70メートルの点 (⑤点)、56番地北東角から西に80メートルの点 (⑥点)、41番地南東角から西に70メートルの点 (⑦点)、1番地南東角から西北西に100メートルの点 (⑧点)、113番地北東角から西に80メートルの点 (⑨点)、106番地南角から北西に70メートルの点 (⑩点)、90番地南角から西北西に50メートルの点 (⑪点)、I - 1点から方向角358度01分13秒の方向37.89メートルの点 (⑫点)、I - 3点から方向角318度03分00秒の方向70.10メートルの点 (⑬点)、I - 7点から方向角302度28分59秒の方向82.58メートルの点 (⑭点)、I - 8点から方向角263度00分55秒の方向76.87メートルの点 (⑮点)、I - 9点から方向角264度36分44秒の方向70.92メートルの点 (⑯点)、I - 9点から方向角284度17分48秒の方向161.04メートルの点 (⑰点)、K点から方向角311度43分31秒の方向216.50メートルの点 (⑱点)とL点から方向角337度59分58秒の方向173.68メートルの点 (⑲点)を結ぶ線と⑲点及びL点を結ぶ線とに囲まれた区域。

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第3号

次の貸金業者の営業所の所在地及び所在を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成17年3月8日

北海道渡島支庁長 前 田 晃

- 1 住 所 函館市北美原2丁目13番19号
- 2 商号又は名称 唯幸商事
- 3 氏 名 榊 唯吉
- 4 登録番号 北海道知事(1)渡第00817号
- 5 主たる営業所の所在地 函館市北美原2丁目13番19号
- 6 従たる営業所の名称及び所在地 なし

北海道渡島支庁告示第4号

次の貸金業者の営業所の所在地及び所在を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成17年3月8日

北海道渡島支庁長 前 田 晃

- 1 住 所 函館市美原5丁目31番17号
- 2 商号又は名称 なし
- 3 氏 名 相木 聡
- 4 登録番号 北海道知事(1)渡第00840号
- 5 主たる営業所の所在地 函館市美原5丁目31番17号
- 6 従たる営業所の名称及び所在地 なし

道 立 羽 幌 病 院 告 示

北海道立羽幌病院告示第6号

平成17年北海道立羽幌病院告示第2号(特定調達契約に係る入札の公告)の一部を次のように改正する。

平成17年3月8日

北海道立羽幌病院長 佐 藤 卓

- 2の(1)を次のように改める。
- (1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。